二　特定配分可能当期対象租税額　配分可能当期対象租税額のうち配分会社等に適用される特定法人税法に係る部分の金額（所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに類するものにより課される部分の金額を除く。）から当該金額に係る次に掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　当該配分会社等に係る特定調整後国外所得金額等以外の所得の金額（適格給付付き税額控除額又は令第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格適用者変更税額控除額を当該所得の金額に係る益金の額としていない場合にはこれらの金額を当該所得の金額に加算した金額とし、同条第三項第十一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除の額を当該所得の金額に係る益金の額としている場合には当該税額控除の額を当該所得の金額から減算した金額とする。）のみについて当該特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　特定外国子会社合算税制等に係る税の額

三　配分基準額　配分会社等又は被配分会社等のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　当該配分会社等又は被配分会社等の調整後国外所得金額等のみについて当該配分会社等に適用される特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額（当該配分会社等が当該特定法人税法における外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の当該税の額）として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　当該配分会社等又は被配分会社等がイの特定法人税法における外国税額控除等の適用を受けることができるイの調整後国外所得金額等につき課される税に係る部分の金額（前条第三項第一号リに規定する繰越外国税額に係る部分の金額を除く。）

四　調整後国外所得金額等　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等を配分会社等又は被配分会社等ごとに、当該特定法人税法の規定を勘案して、次に定めるところにより算出した場合における当該国外所得金額等をいう。

イ　特定法人税法における課税所得の計算において被配分会社等（令第百五十五条の三十五第三項第六号に規定する構成会社等又は共同支配会社等を除く。以下この号において同じ。）の所得の金額と他の被配分会社等及び配分会社等の所得の金額とを区分しない場合には、当該被配分会社等の国外所得金額等に係る費用の額は当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に係る費用の額を限度とする。

ロ　被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれる収益の額が当該配分会社等の国外所得金額等以外の所得の金額に含まれる場合には、当該収益の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る収益の額に含まれるものとする。

ハ　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等の計算において配分会社等が被配分会社等に対して支払う当該配分会社等に係る費用の額がないものとみなされる場合において、当該費用の額に対応する収益の額が当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれるときは、当該収益の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る収益の額に含まれるものとする。

ニ　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等の計算において被配分会社等が配分会社等に対して支払う当該被配分会社等に係る費用の額がないものとみなされる場合において、当該費用の額が当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれるときは、当該費用の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る費用の額に含まれるものとする。

ホ　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等の計算において被配分会社等が他の被配分会社等に対して支払う当該被配分会社等に係る費用の額がないものとみなされる場合において、当該費用の額が当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれ、かつ、当該収益の額は当該他の被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれるときは、当該費用の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る費用の額に含まれ、かつ、当該収益の額は当該他の被配分会社等の国外所得金額等に係る収益の額に含まれるものとする。

五　特定調整後国外所得金額等　前号中「を配分会社等又は被配分会社等ごとに、」とあるのを「を、」と、「次に」とあるのを「ロからホまでに」と読み替えた場合における調整後国外所得金額等をいう。

第三十八条の二十九第十一項第二号ロ中「その持分を有する当該他の会社等」を「当該保有会社等」に、「その構成員の収入等として取り扱われ、」を「当該対象導管会社等の構成員の収入等として取り扱われ、」に、「その持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改め、同号ハ中「その持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその」を「当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する」及び「その持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十三項各号」を「第十二項各号」に、「第十三項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項第一号イ及びロ中「第十三項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項第一号イ及びロ中「第十三項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項第二号中「（個別計算所得等の金額の計算）」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一款　国際最低課税額

第三十八条の三十二第一項第一号中「当期純損益金額」を「調整後対象租税額」に改め、同項第二号イからリまで以外の部分を次のように改める。

取戻繰延税金負債に相当する金額（次に掲げる金額に係る部分の金額及び所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた構成会社等に係る金額を除く。）

第三十八条の三十二第三項中「同項第三号」を「法第八十二条の三第二項第一号イ⑶（国際最低課税額）」に、「同号の過去対象会計年度前」を「同日前」に、「再計算国別調整後対象租税額（同号イ」を「同号イ⑶⑴」に、「再計算国別調整後対象租税額」に改め、「控除されたもの」の下に「（令第百五十五条の四十第二項第三号の規定によりその開始した対象会計年度において同号イに規定する再計算国別調整後対象租税額から控除された金額がある場合には、当該金額）」を加え、同項第一号中「が零」を「（同項第三号イに規定する再計算国別調整後対象租税額をいう。次項において同じ。）が零」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第三号（国際最低課税額）に定める」を「第八十二条の三第二項第三号ハに掲げる」に、「もの」を「場合における当該対象会計年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。